

施工条件の明示

工事名：県単舗装道路修繕工事（猿田工区）

路線・河海名：主要地方道 銚子旭線

工事箇所：銚子市 猿田町

銚子土木事務所

条件明示事項	
工事全般関係 施工中に生じた問題点については、その都度、銚子土木事務所に報告し、その対応について協議すること。	
工程関係 特記仕様書及び土木工事共通特記仕様書による。	
用地関係 特になし。	
環境対策関係 特記仕様書及び土木工事共通特記仕様書による。	
安全対策関係 特記仕様書及び土木工事共通特記仕様書による。	
1	重点安全対策 ①労働災害の防止（墜落・転落の防止） a. : 脚立、梯子の適切な使用 b. : 転落する可能性の有る箇所の危険予知活動 c. : 複数人で作業を実施 ②公衆災害の防止 a. : 第三者が容易に工事エリア内に立ち入れないように物理的な措置 b. : 第三者の安全な動線の確保、適切な交通誘導 ③物損事故の防止 a. : 事前確認及び周知・指導の徹底 b. : 目印表示等の設置、適切な指導 c. : アーム、荷台等は下げて移動
工事用道路関係 特記仕様書及び土木工事共通特記仕様書による。	
3	一般道路を交通規制等により占用する場合 ①交通規制を行う場合の関係機関協議の有無の明示 a.協議機関 : 銚子警察署 b.対象区間 : 工事区間内 c.対象期間・時間 : 工事期間内 9:00～17:00（区画線工）、21:00～5:00（舗装工） d.規制内容 : 銚子警察署と道路交通に対する処理等について協議すること。 e.その他 :
仮設備関係 特記仕様書及び土木工事共通特記仕様書による。	
建設副産物関係 特記仕様書及び土木工事共通特記仕様書による。	
工事支障物件関係 ・工事着手に先立ち現地調査を行い、工事支障物件等の有無を確認すること。支障物件等が発見された場合には、監督職員の指示に従うこと。	
薬液注入関係 特になし。	
その他 踏切前後の施工をするにあたって、JRと協議を行うこと。	